

[事案 2023-132] 年金支払開始日繰下請求

・令和6年2月26日 裁定終了

<事案の概要>

担当者の誤説明を理由に、年金支払開始日の繰下げ等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成9年5月に契約した年金保険について、以下等を理由に、年金支払開始日の繰下げ、または、繰下げが行われた場合に支払われる受取年金総額から繰下げしない場合の受取年金総額を控除した差額および繰下げがされないことにより増額された住民税額を支払ってほしい。

- (1)申立人は、平成29年頃、担当者から、本契約の年金支払開始日の変更はできないとの説明をされたが、それは誤った説明であった。
- (2)年金支払開始前に保険会社から送付されてきた「年金請求手続のご案内」には、年金支払開始日の繰下げが可能であることの記載がなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人が主張するような当社担当者の誤説明の事実は確認できない。
- (2)本契約の約款上、年金支払開始日の繰下げは、年金支払開始前に限りできるとされており、年金支払開始後の年金支払開始日の変更はできない。
- (3)設計書、ご契約のしおり、当社のホームページにより、年金支払開始日の繰下げが可能であることの十分な情報提供がなされている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、担当者の説明時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、担当者の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。